

地域振興施設立地検討調査業務委託 特記仕様書（案）

第1章 総則

（適用）

第1条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、一宮市（以下「発注者」という。）が実施する地域振興施設立地検討調査業務委託（以下「本業務」という。）について適用し、一宮市設計測量等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、必要な事項を定め、受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。

また、本仕様書、約款及び設計図書に記載の無い事項は、愛知県建設局「設計業務等共通仕様書」を準用するものとし、最新のものは、愛知県の関係機関のウェブサイトにて確認することとし、添付は省略する。

（目的）

第2条 本市内では、「名岐道路」の早期事業化に向けた都市計画決定・環境影響評価の手続き、「新濃尾大橋(仮称)」の2025年度開通に向けた整備、名神高速道路尾張一宮パーキングエリアを優先検討箇所とした「スマートインターチェンジ」の設置検討など、幹線道路のネットワーク強化や高速道路の利便性向上に資するプロジェクトが進められている。

2024年3月に「一宮市都市計画マスタープラン（以下、市マスタープランという。）」を改定し、土地利用の方針において、広域的な交通利用が見込める道路の沿道では、道路利用者と地域住民の利便性の確保や地域活性化の拠点となる農産物等の直売所・道の駅などの立地の検討を追記している。

このような背景をもとに、人口減少、少子・超高齢社会などの社会情勢を踏まえた多角的な観点から調査・検討を行い、新たな地域活性化の拠点となり得る地域振興施設の実現可能性の検証を行うとともに、最適な候補地区案、導入機能・施設案を選定するものである。

（履行場所）

第3条 本業務における履行場所は、一宮市全域とする。

（法令等の遵守）

第4条 本業務の実施にあたり、設計図書、約款及び本仕様書に基づくほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 道路法、都市計画法、個人情報保護に関する法律
- (2) 一宮市契約規則

(3) その他関係法令、通達等

(疑義)

第5条 本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により、その取り扱いを定めるものとし、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

(管理技術者、照査技術者、担当技術者)

第6条 本業務の管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門〔建設－都市及び地方計画〕）、技術士（建設部門〔都市及び地方計画〕）、RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナーの資格保有者でなければならない。

2 本業務の管理技術者は、過去10年間において、次に掲げる同種業務又は類似業務の実績を有する者でなければならない。

同種業務：道の駅に関する適地選定や導入機能検討を含む基本構想又は基本計画策定業務

類似業務：地域振興施設に関する基本構想又は基本計画策定その他調査、検討、設計に関する業務

3 本業務の照査技術者は、管理技術者、担当技術者を兼ねることはできない。

(業務計画等)

第7条 受注者は、監督員と十分な打合せを行い、次に掲げる書類を契約締結後、14日（土曜日、日曜日、祝日等を含む）以内に監督員に提出しなければならない。

(1) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）

(2) 業務計画書

(3) その他発注者が必要と認める書類

(テクリスの登録)

第8条 受注者は契約時又は変更時において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

(品質管理)

第9条 受注者は、適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令等を遵守するほか次に

掲げる資格について、本業務着手時に、その認証を証明する登録証の写しを監督員に提出するものとする。

(1) I S O 9 0 0 1 (品質管理システム)

(損害賠償)

第 10 条 受注者は、本業務遂行により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 受注者は、本業務遂行により知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。なお、委託業務完了後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

(成果品の納入場所)

第 13 条 本業務成果品は、一宮市まちづくり部都市計画課へ納入するものとする。

(完了)

第 14 条 受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに、修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(成果品の帰属)

第 15 条 本業務における成果は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

(瑕疵等)

第 16 条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が見された場合は、速やかに、発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

(資料の貸与等)

第 17 条 発注者は、本業務の実施に必要な資料、図面等を受注者に貸与するものとする。

なお、受注者は、貸与された資料等については、受注者の責任において適正に管理をしなければならない。

また、業務完了後、速やかに、貸与された資料等を発注者に返却し、監督員の検収を受けなければならない。

(業務管理)

第 18 条 受注者は、業務計画書に基づき、適切に工程管理を行うとともに、各作業工程の進捗状況について、適時監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第 19 条 受注者は、本業務の全部を一括して、又は本業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、発注者に書面にて申請し、承諾を得なければならない。

3 受注者は、本業務の一部を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して本業務の実施について適切な指導、管理のもと本業務を実施しなければならない。なお、協力者は、一宮市の入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(業務体制等)

第 20 条 受注者は、本業務の実施にあたっては、十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保するとともに、本業務の各過程において、発注者と十分に協議を行い、その指示に柔軟に対応するように努めなければならない。

2 受注者は、緊急時などにおいても電話連絡ができる体制を確保するものとする。

3 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、本業務履行期間中においては、必要に応じて発注者と打合せを行うものとする。また、発注者に提出する業務工程表に基づき進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出するものとする。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 21 条 業務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本条件等の整理

(ア) 上位・関連計画等の整理

市マスタープラン等の上位計画、その他市が策定し、公表する交通施策等の関

連計画や国・県等の方針・施策、社会情勢の動向等について調査し、地域振興施設（道の駅等）の位置付けを整理する。

(イ)計画条件の整理

本市の地理的条件や特色（位置・沿革・交通・自然・景観・歴史・文化・産業・観光等）の整理を行う。また、地域振興施設立地の可能性検討にあたり、関連法令上の規制や同種・類似施設の立地状況、その他関連する施設等（工業団地や物流施設、商業・観光施設、文化・教養施設等）の立地、土地利用状況等を把握し、整理する。

(ウ)交通特性等の把握

高速道路その他主要な幹線道路の交通状況（交通量等）や現在計画中又は事業中の道路事業等を整理し、本市における道路ネットワークの交通特性、交通アクセスの実態を把握する。

(エ)留意点・課題の整理

(ア)～(ウ)の結果をもとに、現状分析を行い、地域振興施設検討における留意点や課題を整理する。

(2) 先進事例の調査

(ア)調査対象の抽出

本市における地域振興施設立地の可能性検討の参考とするため、道の駅その他地域振興施設等の先進事例を3箇所以上抽出する。

(イ)ヒアリング調査等の実施

抽出した先進事例について、自治体その他関係機関へのヒアリング等により調査を実施し、調査結果を取りまとめる。

(3) 整備方針の検討

(ア)基本理念・コンセプト等の設定

前号までに調査、整理した結果を踏まえ、本市における道の駅をはじめとする地域振興施設の目的や期待する役割を整理し、本市の特色のある基本理念を示す「コンセプト又はキャッチフレーズ」を設定する。

(イ)整備方針の策定

検討した「コンセプト又はキャッチフレーズ」に基づいて、地域振興施設整備の方向性を示す「整備方針」を策定する。

(ウ)導入機能・施設案の選定

検討した「整備方針」を実現するために、導入が期待される機能・施設案を選定する。選定にあたっては、以下を参考に、「機能」・「施設」を分類し、体系的に整理した上で比較検討を行う。

- ・ 休憩機能：(例) 駐車場、トイレ、授乳室 等
- ・ 情報発信機能：(例) 情報端末、観光案内 等
- ・ 地域振興機能：(例) 農産物直売所・多目的広場 等

- ・防災機能：(例) 防災公園、非常用電源、防災倉庫 等
- ・医療・子育て機能：(例) 病院、子育てセンター 等
- ・経済・産業機能：(例) 商業施設・宿泊施設・物流拠点 等

(4) 候補地区の抽出及び評価

(ア) 候補地区案の抽出

前号までに調査、整理、検討した結果を踏まえ、本市における道の駅をはじめとする地域振興施設の適地と考えられる一定のまとまりを持つ候補地区案を3地区以上抽出する。

(イ) 候補地区案の評価

抽出した候補地区案について、地形その他立地条件・上位計画等との整合性・候補地区周辺を含む土地利用状況及び周辺施設・交通アクセス・ハザード・関連する法規制・埋蔵文化財の有無等の項目により、各候補地区案における立地可能性の検証を行う。そのうえで、整備方針との整合性や交通利便性、周辺環境との調和、地域振興等、多様な観点も踏まえ比較検討を行い、各候補地区案の優位性について評価し、最適な候補地区案を選定する。

(5) 基本検討

(ア) 施設配置計画の検討

前号にて最適な候補地区案として選定した箇所において、導入機能・施設も踏まえ、配置計画を検討し、概略平面として取りまとめる。

(イ) 概算工事費の算出

検討した導入施設等の配置計画に基づき、概算事業費を算出する。

(ウ) イメージパースの作成

検討した導入施設等の配置計画に基づき、イメージパース(A3カラー・1枚)を作成する。

(エ) 事業手法の検討

従来の公共事業のような公設公営の事業手法だけではなく、民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用し、自治体の財政負担をできるだけ軽減し、かつ、優れた施設の整備を実現するため、PFI方式や公設民営方式、指定管理者制度等、幅広いPPP(官民連携)手法を比較し、検討する。

(オ) 利用可能な補助制度等の整理

検討した導入施設等の整備等に利用可能な交付金、補助金メニューを調査、整理する。

(6) 報告書作成

受注者は、本業務の成果内容を照査し、報告書として取りまとめる。

(7) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要な場合又は疑義が生じた場合は、速やかに、監督員と協議する。

第3章 成果品

(成果品)

第22条 本業務の成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 報告書（A4版） 一式
- (2) 本業務における調査・検討のために取得、作成した資料 一式
- (3) 前2号の電子データを記録したCD-R又はDVD等 一式
- (4) その他監督員が必要と認めたもの 一式